平成３０年度法務省委託事業「インターネット上の人権問題に関する実態調査」に係る入札（仕様書）

１　調査の目的

我が国において、近年、急激に増加し、深刻化しているインターネット上における人権問題について、その実態を調査し、もって問題の解消に向けた施策の立案、実施に資するものとする。

２　調査の概要

（１）調査名

インターネット上の人権問題に関する実態調査

（２）調査対象

インターネット上のサイトによる投稿等

（３）主な調査事項

・サイトサンプル調査

（４）調査時期

平成３０年８月～１１月（予定）

３　業務内容

（１）特定サイトの分類・集計

公益財団法人人権教育啓発推進センターが指定する特定のキーワード（２ワードの組み合わせ１３組を想定）を検索サイト（３サイト）にて検索する。

検索した結果、表示された上位２０位までのサイト（最大７８０サイト［キーワード１３組＊上位２０位＊３サイト］ただし重複サイトは除外）を、サイトの種類ごと（５種程度）に分類する。

さらに、各サイトの内容を確認し、キーワードがどのような形で用いられているかに応じ、カテゴリー別（４種程度）に分類し、サイトの種類と併せて集計する。

※サイトの内容確認は、キーワード検索の結果移動したＷｅｂページのみを範囲とする。

（２）特定サイトのユニークユーザー数調査

アにより選出されたサイトそれぞれ全てにつき、受注者が把握するモニター（注１）ベースの１年間（予定：平成２９年８月１日から平成３０年７月３１日）のユニークユーザー数（特定期間内にサイトを閲覧したユーザーの実数。以下ＵＵ数）を集計する。

（３）特定サイトへの流入元分析

同サイトそれぞれ全てにつき、上記モニターベースで、流入元のサイト（同サイトへと誘導したサイト）について、サイトの種類ごと（５種程度）に分類し、集計・分析する。

注１（２）及び（３）において使用するモニターは、受注者の責任において管理される８００，０００人以上の規模のものであること。

４　本業務請負に当たっての留意点

（１）本件業務を実施するに当たり知り得た行政や公益財団法人人権教育啓発推進センターに関する情報については、本件以外の業務に使用せず、他の第三者に対して漏洩しないこと。

（２）調査の実施に当たっては、調査実施により得られた情報の外部への漏洩や目的外の使用等がないよう機密情報の安全管理を徹底すること。

（３）上記実施を担保するため、ＩＳＯ２７００１認証、ＩＳＭＳ認証、プライバシーマーク認証のいずれかを取得をしていること。

（４）各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札参加資格（全省庁統一資格）を有すること。

（５）本件業務により制作した成果物に係る全ての著作権は法務省人権擁護局に帰属するものとする。なお受注者は法務省人権擁護局及び公益財団法人人権教育啓発推進センターに対し一切の著作者人格権を行使しないこととし、また第三者をして行使させないものとすること。

（６）本業務について、第三者への一括再委託を行わないこと。

５　成果物及び納期

（１）成果物

下記につき適宜の媒体に電磁的に記録したものを２セット提出すること。

ア　報告書

調査の結果につきまとめ、分析した報告書を作成する。

判型等：Ａ４判、１００ページ程度

※印刷は不要。そのまま冊子として出力可能なＰＤＦデータを作成する。

※作成に当たっては、適宜公益財団法人人権教育啓発推進センターに経過を報告し指示に従うこと。

イ　関連データ一式：業務内容を仕様通り執行したことを証する全ての収集データ及び集計表の元データ（Ｅｘｃｅｌ、Ｗｏｒｄ等）

（２）納期

平成３１年３月１日（金）

６　提出書類

（１）入札書（添付の書式を使用すること）

（２）見積内訳書

※（１）及び（２）は同一の封筒に入れ封印の上、当該封筒に件名及び氏名（法人の場合は法人名）を明記すること。

※代表者以外の者が入札するときは、代表者からの本件入札に関する委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名押印の上、代理人の印をなつ印すること。

（３）上記３の注１について証する書面等

（４）上記４（３）及び（４）を証する書面（写し可）

７　提出期限

入札書の提出期限は平成３０年８月２０日（月）午後１時３０分。

　ただし上記（３）及び（４）については、事前連絡の上平成３０年８月２０日（月）午後０時（正午）までに提出すること。

８　開札

日時：平成３０年８月２０日（月）午後２時００分

場所：公益財団法人人権教育啓発推進センター（東京都港区芝大門２－１０－１２）

９　その他

（１）応募に当たっての提出書類は返却しない。

（２）応募に要する経費は、参加者の負担とする。

（３）本仕様書に記載のない事項については、公益財団法人人権教育啓発推進センターと協議すること。

１０　監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

（１）検査職員：総務部長　上原雅子

（２）監督職員：事務局長　上杉憲章

１１　問い合わせ・提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター事業部第１係　齋藤

東京都港区芝大門２－１０－１２ＫＤＸ芝大門ビル４Ｆ

電話：０３－５７７７－１８０２（代）

ＦＡＸ：０３－５７７７－１８０３

……………………………………………………………………………

公益財団法人人権教育啓発推進センターツイッター

＠Ｊｉｎｋｅｎ＿Ｃｅｎｔｅｒ

ＹｏｕＴｕｂｅ人権チャンネル

ｈｔｔｐｓ：／／ｗｗｗ．ｙｏｕｔｕｂｅ．ｃｏｍ／ｊｉｎｋｅｎｃｈａｎｎｅｌ

公益財団法人人権教育啓発推進センターホームページ

ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｊｉｎｋｅｎ．ｏｒ．ｊｐ／

人権ライブラリーホームページ

ｈｔｔｐ：／／ｗｗｗ．ｊｉｎｋｅｎ－ｌｉｂｒａｒｙ．ｊｐ／